

上越妙高駅を利用した旅行商品造成促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人上越観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が、北陸新幹線開業を契機とした上越市の観光振興による市内経済の活性化と上越妙高駅の利用促進を図るため、当駅を利用して本市に立ち寄る募集型企画旅行（以下「企画旅行」という。）を企画する新潟県外の旅行会社に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、旅行業法施行規則第1条の2に基づく第1種旅行業務、第2種旅行業務及び第3種旅行業務の登録を受けた新潟県外の事業者（以下「旅行会社」）のうち、次の要件を満たす企画旅行を企画する旅行会社とする。

- (1) 新潟県以外から北陸新幹線及び貸切バスを利用した実参加者数が10名（ドライバー、バスガイド、添乗員を除く）以上の団体旅行であること。
- (2) 北陸新幹線の利用にあたっては、乗車駅又は降車駅を上越妙高駅とすること。
- (3) 協会が指定する上越市内の飲食施設又は土産物施設等を1か所以上利用すること。
但し、土産物施設等については30分間以上、滞在すること。
- (4) 原則として、団体旅行の参加者全員が全行程を同一行動とし、旅行行程表等に上越市内の立ち寄り先について明記すること。
- (5) 協会が実施するアンケートを提出すること。
- (6) この要綱に基づく補助金以外に、上越市及び協会から補助金等の金銭的支援を受けていないこと。

(補助対象期間)

第3条 令和2年4月16日から令和3年2月28日までの期間に実施される企画旅行とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、1ツアーで使用した貸切バス1台につき20,000円とする。

2 申請が予算の限度額に達した場合は、協会のホームページにて事業終了の旨を告知するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする旅行会社は、あらかじめ上越妙高駅を利用した旅行商品造成促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、ツアー実施日の前日から起算して15日前までに協会に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程表及び企画書面（旅行行程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件等に関する企画の内容を記載した書面）
- (2) その他公益社団法人上越観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 協会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、旅行会社に通知するものとする。

(実績報告及び補助金請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた旅行会社は、事業が完了したときは、ツアー完了日の翌日から起算して30日以内に実績報告書(様式第3号)及び補助金交付請求書(様式第4号)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 前条の実績報告書が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取り消し等)

第9条 この要綱により補助金の交付を受けた旅行会社が、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。